

1. 件名：「国産MOX燃料の利用に関する手続面談」
2. 日時：令和5年6月6日（火） 13時30分～14時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力燃料部門燃料技術グループ チーフマネジャー
他5名（うち1名◎）

四国電力株式会社：

原子力本部 原子力部 燃料技術グループ 副リーダー◎

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子燃料技術グループ 副長 他3名（うち2名◎）

5. 要旨

- (1) 各事業者より、国産MOX燃料が回収ウランを微量に含むことに伴う設置許可基準規則各条文の適合性への影響判断について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は、「原子力規制委員会における法令適用事前確認手続きに関する細則」における判断の基礎となる事実関係に関する情報として、原子炉等規制法第43条3の8第1項の変更の許可を必要とする事項に変更が生じるかどうか、変更しない場合にはその理由の説明を求めた。また、そのうち同法第43条3の5第2項第5号、第9号及び第10号については、設置許可基準規則の各条文ごとに、関連する設置変更許可申請書本文記載を網羅的に抽出し、適合性への影響を確認した上で、記載に変更が生じるかどうか、変更しない場合にはその理由、変更が生じた場合でも変更の許可を不要とする考え方を明確にすることを求めた。
- (3) 各事業者より、今後、法令適用事前確認手続き又は変更の許可等の申請を行うかを判断し、その手続きの時期を連絡する旨回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・資料 高浜3,4号炉、伊方3号炉及び玄海3号炉における国産MOX燃料の利用について

以上